

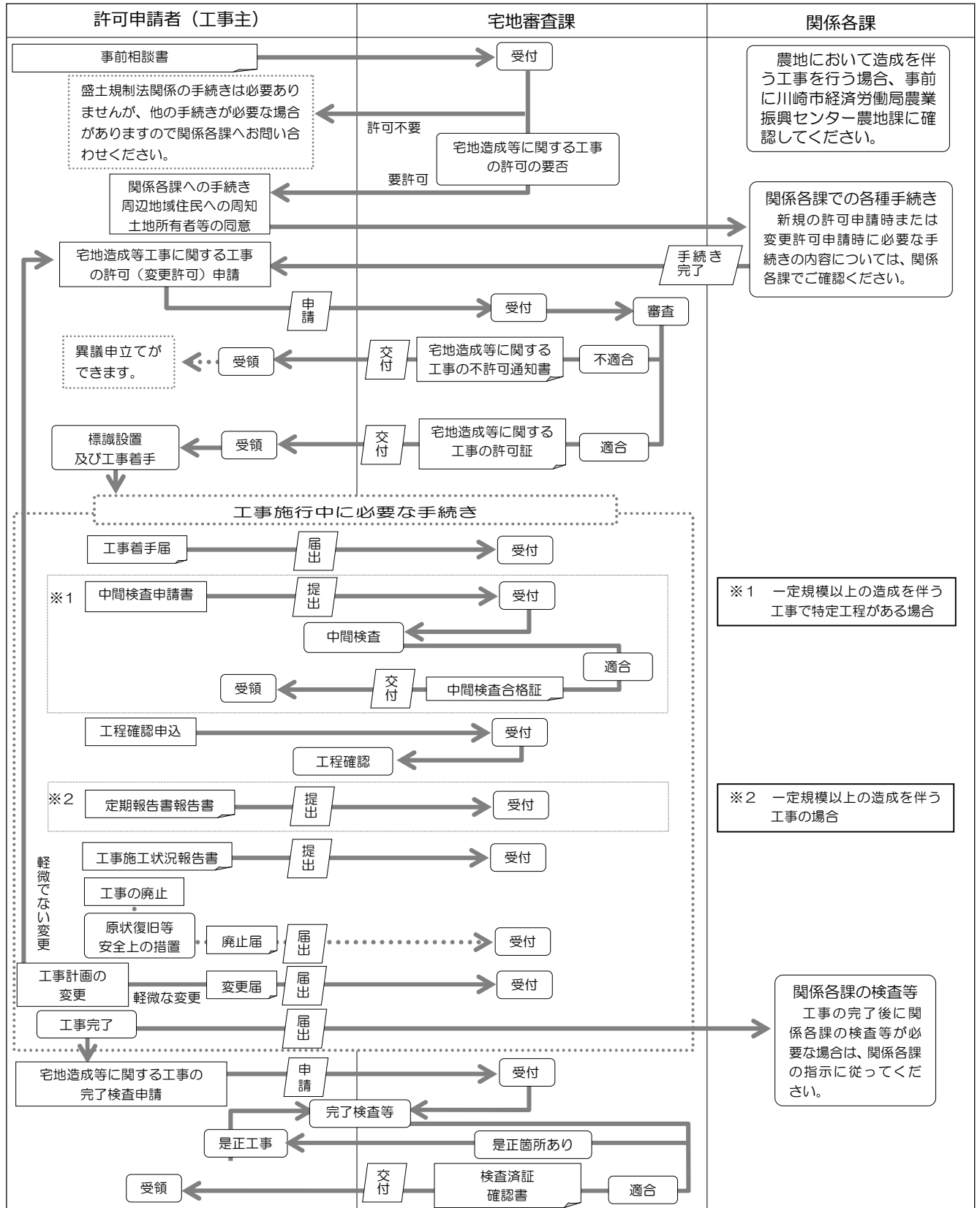
第 12 章

宅地造成等に関する工事の手続き

第12章 宅地造成等に関する工事の手続き

第1節 計画の立案から検査済証等の受領まで

1 フローチャート



2 事前相談書の提出

宅地造成等に関する工事を行う工事主は、宅地審査課へ「開発行為（宅地造成等）事前相談書」（以下「事前相談書」という。）を提出し、当該工事が宅地造成等に関する工事の許可（以下「許可」という。）を要するか否か等の判断を受けること。

なお、農地において造成工事を行う場合、その行為が通常の営農行為に該当するか否かについて、事前に川崎市経済労働局農業振興センター農地課に確認すること。

また、宅地造成等に関する工事を行おうとする土地が市街化調整区域にある場合、都市計画法第29条第1項に規定する許可（以下「開発許可」という。）を要する場合もあるため、できるだけ早いうちに宅地審査課と打合せを行うこと。

3 関係部署との調整

事前相談書により、許可を要すると判断された場合は、当該工事の計画の内容に応じ、下記の関係部署において、あらかじめ必要な手続きを完了させておくこと。

なお、開発許可を取得する場合は、計画の内容が法の技術的基準に適合することが求められることとなる。

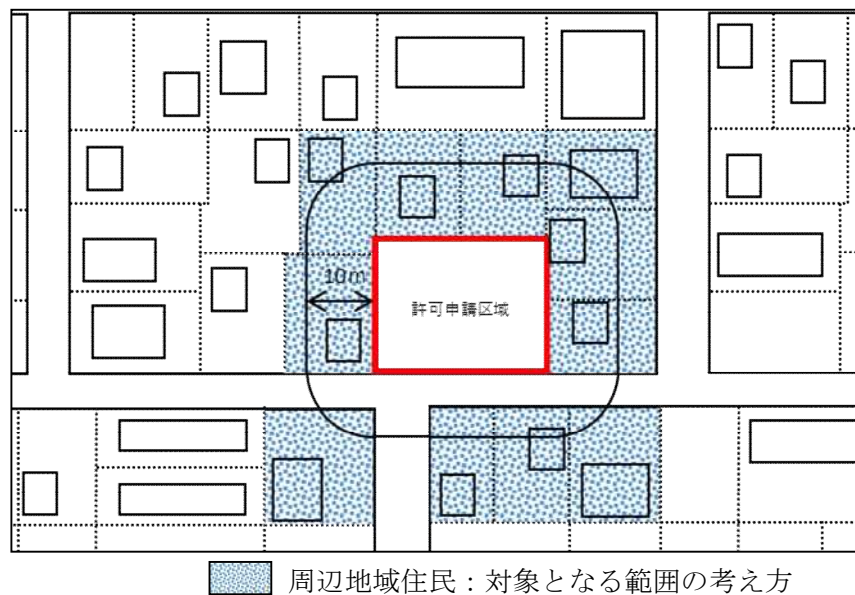
項目	申請手続き	所管課
道路	公道・水路境界が不明な場合 … 土地境界査定申請 公道を付替え又は廃止する場合 … 道路付替申請 道路改修等の工事を行う場合 … 道路工事等施行承認申請	建設緑政局管理課 各区役所道路公園センター
水路	水路を付替え又は廃止する場合 … 水路付替申請 水路改修等の工事を行う場合 … 水路工事等施行承認申請	建設緑政局河川課 各区役所道路公園センター
特定都市河川	鶴見川流域における1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為 …特定都市河川浸水被害対策法に基づく許可申請	建設緑政局河川課
私道	私道の位置の指定を受ける場合 … 道路の位置の指定申請	まちづくり局建築指導課
都市計画道路	都市計画道路決定線の位置を確認する場合 … 都市計画道路参考詳細図	まちづくり局都市計画課
下水道	公共下水道へ排水接続を行う場合 … 公共下水道への接続に関する事前協議 ・公共下水道施設工事等承認申請	上下水道局管路課 各下水道（管理）事務所
農地	農地において造成工事を行う場合 … 通常の営農行為の判断 農地を宅地に転用する場合 … 農地転用届（許可申請）	川崎市農業委員会事務局（経済労働局農業振興センター農地課内）
森林	林地において造成工事を行う場合 … 林地開発許可	神奈川県環境農政局緑政部 水源環境保全課
国有財産	青地の払下げを受ける場合 … 国有財産使用承認申請	財務省関東財務局
急傾斜地	急傾斜地崩壊危険区域内の場合 … 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく許可申請	神奈川県横浜川崎治水事務所 川崎治水センター
文化財	文化財の埋蔵が予想される場合 … 埋蔵文化財発掘の届出	教育委員会文化財課
地区計画	地区計画区域内の場合 … 地区計画の区域内における行為の届出書	まちづくり局景観・地区まちづくり支援担当、都市計画課（再開発等促進区）、建築審査課
公害	工事を行う区域の面積が500㎡以上の場合 … 開発行為等に関する工事調書	環境局環境保全課

4 周辺地域住民への周知

事前相談の提出により、許可を要すると判断された場合は、法第11条の規定に基づき、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、工事の内容を周知させるため必要な措置を講じること。また、許可申請時に当該措置を講じたことを証する書類（周知報告書）を提出すること。

(1) 周辺地域の住民

周辺地域の住民とは、土地を所有する者、建築物の全部若しくは一部を所有、若しくは占有する者で、その土地又は建築物の敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。）の全部又は一部が盛土等を行う土地の境界線（許可申請区域境界線）から水平距離で10m以内にあるもの（以下、「周辺地域住民」という。）



(2) 周知の方法

住民への周知の方法については、法施行規則第6条により、以下のいずれかの方法で実施すること。ただし、溪流等（「第2章盛土計画 13溪流等における盛土」参照）において、高さが15メートルを超える盛土をする場合においては、①の方法により、行うこと。

- ① 工事の内容についての説明会を開催すること
- ② 工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域住民に配布すること
- ③ 工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容についてインターネットを利用して周辺地域住民の閲覧に供すること

また、上記にかかわらず、施工中の近隣トラブル防止の観点から、周知は周辺居住者にもれなく確実にを行うことが望ましいことから、特段の事情が無い限り①又は②の方法により行うこととし、特に、住民から説明会開催の要望があった場合は、①の方法により行うよう努

めること。また、盛土等を行う土地の境界線から20m程度の距離の範囲に居住する住民から説明を求められた場合は、説明を行うように努めてください。

(3) 周知する工事の内容

周知する工事の内容は、次に掲げる事項とする。

- ア 工事主の氏名又は名称
- イ 工事が施行される土地の所在地
- ウ 工事施行者の氏名又は名称
- エ 工事主又は工事施行者の連絡先
- オ 工事着手予定日及び工事完了予定日
- カ 盛土又は切土の高さ/土石の堆積の最大堆積高さ
- キ 盛土又は切土をする土地の面積/土石の堆積を行う土地の面積
- ク 盛土又は切土の土量/土石の堆積の最大堆積土量
- ケ 宅地造成又は特定盛土等を行う目的
- コ 区域図
- サ 計画概要（土地利用目的、建築物を建てる場合は計画戸数）

(4) 説明会による周知の注意事項

(2)①における説明会の開催による周知を行う場合、以下の事項について、留意すること。

- ア 可能な限り多くの周辺地域住民が出席できるよう、日時及び開催場所は周辺地域住民の要望も考慮して設定すること
- イ 開催にあたっては、周辺地域住民全てに対し、事前に開催通知を配布し、可能な限り同時に説明資料も配布すること
- ウ 開催通知と合わせて説明資料を配布できなかった場合は、説明会当日に資料を配布し、説明会欠席者に対しては後日配布すること

(5) 書面配布による周知の注意事項

(2)②の書面の配布による周知を行う場合、以下の事項について、留意すること

- ア 周辺地域住民全てに対し書面による説明資料を配布すること
- イ 共同住宅については全戸に投函することを原則とするが、管理組合や建物の所有者ら指示があった場合はその指示に従うこと（指示内容を配布記録に記載）

(6) 現地掲示及びインターネットによる周知の注意事項

(2) ③の現地掲示及びインターネットによる周知を行う場合、以下の事項に留意すること。

- ア 現地掲示物には、2次元コードを掲載すること
- イ 現地掲示物については、周辺地域住民が見やすいよう道路に接する箇所等に設置すること。
- ウ 現地掲示の期間は工事完了まで行うこと
- エ ホームページはスマートフォンでの閲覧に対応すること

オ インターネット掲載の期間は検査済証（確認証）が交付されるまですること

(7) 計画内容に変更が生じる場合

計画の変更により区域が拡大する場合は、新たに周知の対象となった周辺地域住民も含め、改めて周知を行い、変更許可申請時に当該措置を講じたことを証する書類の提出をすること。

その他の計画内容に変更が生じる場合の周知に関する事については、宅地審査課と協議すること。

5 許可申請書の提出

許可申請前の手続きが完了した場合は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書（土石の堆積に関する工事の場合は、土石の堆積に関する工事の許可申請書）（以下「許可申請書」という。）に、必要書類を添付し、審査手数料（「第2節 審査手数料及び申請手数料」参照）を添えて宅地審査課へ申請すること。電子申請により申請を行う場合は、事前に宅地審査課担当者と打ち合わせを行い、申請方法等を確認すること。なお、納付された審査手数料の払戻しはできないので留意すること。また、許可申請前に、内容を概観的に確認するための書類を求めることがあるため、宅地審査課担当者の指示に従うこと。

(1) 許可申請書の作成時の注意事項（記入例を次ページ以降に示す。）

ア 許可申請書には、(3)に示す添付書類及び(4)に示す添付図面をA4版のファイル等に綴じ、「正本」と「副本」（許可後に申請者側へ戻される書類）の計2部を宅地審査課へ申請すること

イ 1、2及び3欄には、電話番号を記入すること

ウ 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事（(2)参照）を含む場合は、数字に○印を付すこと

エ 4欄は、土地の筆数が複数に及ぶ場合は、「○番ほか○筆」と記入すること。緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、概ね中心地点の緯度及び経度を小数点以下第一位まで記入すること

オ 5欄並びに10欄のイ、ロ、ハ、ニ及びヘ欄に記入する数量は、小数点以下3ケタを切捨て、「○○○.○○㎡」等と記入すること

カ 9欄の溪流等への該当の有無は、「第2章盛土計画 13溪流等における盛土」を参照すること

キ 10欄のイには、盛土の最大高さ、切土の最大高さ及び盛土と切土同時に行う場合はその最大高さを記入すること

ク 10欄のニ欄には、義務設置擁壁を記載し、番号は土地の平面図と対照できるように付すこと。また、高さは義務設置擁壁部分の最低高さから最高高さを記し、延長についてはその部分の長さを記入すること

ケ 川崎市では、原則、崖面崩壊防止施設の設置を認めていないため、10欄のホには、取り消し線を付すこと

コ 10欄のヘ欄の排水施設の番号は、排水施設の平面図と対照できるように付すこと

サ 10欄のワ欄には、「準備工○日間」、「切土工○日間」の要領で記入すること

シ 11欄には、土地の利用目的及び他の法令に基づく許可申請等の手続きの状況を記入すること

様式第二 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書（例）

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定により、許可を申請します。 令和〇〇年〇月〇日 川崎市長 殿 申請者 氏名 川崎太郎		※手数料欄			
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎 太郎 ()		044-200-××××		
② 設計者住所氏名	川崎市宮前区宮前平2丁目20番5号 宮前 次郎		044-856-××××		
3 工事施行者住所氏名	川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号 株式会社 麻生 代表取締役 麻生 三郎		044-965-××××		
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	川崎市 麻生 区 白鳥1丁目2番〇ほか3筆の一部 (緯度：〇〇度〇〇分〇〇.〇秒、経度：〇〇度〇〇分〇〇.〇秒)				
5 土地の面積	375.36 平方メートル				
6 工事着手前の土地利用状況	一戸建ての住宅				
7 工事完了後の土地利用	共同住宅				
8 盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土				
9 土地の地形	溪流等への該当 有・無				
10 工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	盛土の最大高さ 1.55メートル 切土の最大高さ 2.25メートル 同時に行う盛土・切土の最大高さ 2.80メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	315.44平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	99.33立方メートル		
		切土	150.15立方メートル		
	ニ 擁壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
		①～②	鉄筋コンクリート造	4.00～6.00 メートル	23.85 メートル
		③～④	練積み造	3.66～5.00 メートル	15.00 メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	④～⑥	無筋コンクリート造	2.00～3.00 メートル	8.10 メートル
		番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル

10 工 事 の 概 要	へ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長		
		1 ~ 10	U型側溝	18 センチメートル	15.00 メートル		
		a	VP管	15 センチメートル	1.00 メートル		
		㊶ ㊷ ㊸ ㊹	集水桝	40 センチメートル	5箇所		
	ト 崖面の保護の方法	切土45°以下 張芝、					
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法	芝張					
	リ 工事中の危害防止のための措置	① 工事関係者以外の現場内無断進入を防ぐため、区域境に仮囲いを設置する。 ② 豪雨が予測されるときは、造成中の法面にシートをかけ、パトロールを実施する。 ③ 区域外への土砂流出防止のため、仮排水工を設置する。 ④ 掘削時には土砂の崩壊を防ぐための山留めとして鋼矢板を設置する。 ⑤ 安全確保のため、防犯灯を設置する。					
	ヌ その他の措置	騒音振動対策として低騒音・低振動型建設機械を使用する。					
	ル 工事着手予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日					
	ヲ 工事完了予定年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日					
ワ 工程の概要	準備工 〇〇日 土工事 〇〇日 擁壁工事 〇〇日 排水工事 〇〇日 片付け工 〇〇日 計 〇〇日						
11	その他の必要な事項	(地目) 宅地 (目的) 一戸建ての住宅4区画 (その他の手続) 農地転用届出済、水路付替申請済、急傾斜地法許可申請済					
※受付欄		※決裁欄		※許可に当たって付した条件		※許可番号欄	
年 月 日						年 月 日	
第 号						第 号	
係員氏名						係員氏名	
[注意] 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 5 3欄は、未定の場合は、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください(複数選択可)。 8 9欄は、溪流等(令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。							

※排水の接続先が、造成主以外が所有する私有の排水設備である場合の排水接続承諾書の参考例

排水接続承諾書

工事主 住 所 _____

氏 名 _____ 様

川崎市 _____ 区 _____ において行われる宅地造成等に関する工事について、 _____ 区 _____ の土地にわたくしが所有又は管理する排水設備に、申請図書のとおり、排水設備を接続することを承諾します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

承諾者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(承諾者が自署してください。)

(2) 資格を有する者の設計によらなければならない工事（法第13条第2項）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事により高さが5mを超える擁壁の設計を行う場合、又は、盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設計を行う場合は、以下の資格のいずれかを有していなければならない。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者であること。

イ 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者であること。

ウ イに該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者であること。

エ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者であること。

オ 主務大臣がアからエに規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

(3) 添付書類

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書に添付する書類は以下の表のとおりとする。

番号	書類の種類	様式	添付書類	備考・記載事項	根拠条項等
1	委任状			・日付 ・委任者（許可申請者）及び受託者の氏名、住所、捺印 ・委任する宅地造成等工事の所在 ・委任する事項	
2	設計者の資格を証する書類		以下のいずれかの書類とする。 ・土木又は建築に関する課程を修めて卒業したことを証するもの（卒業証書の写し又は卒業証明書）及び実務の経験を証するもの ・技術士（建設部門）免許証の写し ・一級建築士免許証の写し ・国土交通大臣の登録を受けたものが行う講習を修了したことを証する書類		規則第7条第1項第5号
3	資金計画書	規則様式第3号	・収支計画 ・年度別の資金計画		規則第7条第1項第9号

4	工事主の資力及び信用に関する申告書	細則様式第4号	・登記事項証明書（個人の場合は、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類） ・役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類 ・法人税の納税証明書（直近の年度の国税）（個人の場合は所得税納付証明書、会社員の場合は源泉徴収票の写し） ・貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び取引銀行の預金残高を証する書類 ・融資の内容を証する書類（融資証明書（印鑑証明書付）、預金残高を証する書類）		規則第7条第1項第7号 規則第7条第1項第8号 細則第4条第2号 細則第4条第3号 細則第4条第4号
5	工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力に関する申告書	細則様式第5号	・工事施行者の法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（個人の場合は、住民票等） ・工事施行者の法人税の納税証明書（直近の年度の国税）（個人の場合は所得税納付証明書、会社員の場合は源泉徴収票の写し） ・建設業の許可証明書の写し		細則第4条第4号 細則第4条第5号 細則第4条第6号 細則第4条第7号
6	宅地造成等に関する工事の同意書	細則様式第1号	・公図 ・最新の土地の登記事項証明書等 ・同意をした者の印鑑証明書	※1 宅地造成等に関する工事をしようとする土地の所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借権及び使用収益権（永小作権、地役権）を有する者	規則第7条第1項第10号 細則第2条
	権利者※1一覧表	細則様式第2号			
7	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真		・写真の箇所を示す位置図		規則第7条第1項第6号
8	宅地造成等に関する工事の周知報告書	細則様式第3号	○説明会による周知の場合 ・周知報告書（説明会参加者の住所、氏名及び周知者の氏名） ・近隣現況図（周知対象範囲内の土地や建築物を示す地図（地図上には10mの範囲線と対象住戸を明記、範囲内の集合住宅については別途に示すなどの方法で住戸ごとの状況を分かるようにすること）） ・周辺地域の住民一覧表（周知対象範囲の土地・建物所有者の住所、氏名） ・説明会開催通知 ・開催通知配布記録（日時、手段） ・説明資料（パワーポイント等投影資料） ・説明資料（配布資料） ・出席者名簿 ・実施報告書（議事概要） ・説明会開催状況写真		規則第7条第1項第11号 細則第3条
			○書面の配布による周知の場合 ・周知報告書（書面配布済の住所、氏名を明記。配布とは別に対応した履歴がある場合は別途示すこと） ・近隣現況図（周知対象範囲内の土地や建築物を示す地図（地図上には10mの範囲線と住戸を明記、範囲内の集合住宅については別途に示すなどの方法で住戸ごとの状況を分かるようにすること）） ・周辺地域の住民一覧表（周知対象範囲の土地・建物所有者の住所、氏名） ・配布資料 ・配布記録（日時、手段）		

			○現地掲示及びインターネットによる周知の場合 ・近隣現況図（周知対象範囲内の土地や建築物を示す地図（地図上には10mの範囲線と書面配布済の住戸を明記、範囲内の集合住宅については別途に示すなどの方法で住戸ごとの状況を分かるようにすること）、現地掲示物の設置位置） ・周辺地域の住民一覧表（周知対象範囲の土地・建物所有者の住所、氏名） ・現地掲示物の設置状況写真 ・ホームページの写し及びURL（全てのページ）		
9	他の法令に基づく許可申請等の手続きの状況を証する書類		（例） 農地転用、急傾斜地法、特定都市河川浸水被害対策法等		それぞれの法令等
10	その他市長が必要と認める書類		・防災計画書 ・施工計画書 ・杭施工計画書（杭基礎の場合） ・地盤改良計画書（地盤改良を行う場合） ・切土又は盛土をする土地の面積に係わる新旧対象求積図（変更許可申請時） ・土の搬出入先に関する図書 ・開発行為等に関する工事調書 ・排水接続承諾書（排水接続先が私有の排水設備の場合） ・排水接続事前協議の写し ・その他必要に応じて求める書類		

※ 規則…宅地造成又は特定盛土等規制法施行規則、細則…川崎市宅地造成又は特定盛土等規制法施行細則

土石の堆積に関する工事の許可申請書に添付する書類は以下の表のとおりとする。

番号	書類の種類	様式	添付書類	備考・記載事項	根拠条項等
1	委任状			・日付 ・委任者（許可申請者）及び受託者の氏名、住所、捺印 ・委任する宅地造成等工事の所在 ・委任する事項	
2	資金計画書	規則様式第5号	・収支計画 ・年度別の資金計画		規則第7条第2項第7号
3	工事主の資力及び信用に関する申告書	細則様式第4号	・登記事項証明書（個人の場合は、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類） ・役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類 ・法人税の納税証明書（直近の年度の国税）（個人の場合は所得税納付証明書、会社員の場合は源泉徴収票の写） ・貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び取引銀行の預金残高を証する書類 ・融資の内容を証する書類（融資証明書（印鑑証明書付）、預金残高を証する書類）		規則第7条第2項第5号 規則第7条第2項第6号 細則第4条第2号 細則第4条第3号 細則第4条第4号

4	工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力に関する申告書	細則様式第5号	・工事施行者の法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(個人の場合は、住民票等) ・工事施行者の法人税の納税証明書(直近の年度の国税)(個人の場合は所得税納付証明書、社員の場合は源泉徴収票の写し) ・建設業の許可証明書の写し		細則第4条第4号 細則第4条第5号 細則第4条第6号 細則第4条第7号
5	宅地造成等に関する工事の同意書	細則様式第1号	・最新の土地の登記事項証明書等 ・同意をした者の印鑑証明書	※1 宅地造成等に関する工事をしようとする土地の所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借権及び使用収益権(永小作権、地役権)を有する者	規則第7条第2項第8号 細則第2条
	権利者※1一覧表	細則様式第2号			
6	土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真		・写真の箇所を示す位置図		規則第7条第2項第4号
7	宅地造成等に関する工事の周知報告書	細則様式第3号	○説明会による周知の場合 ・周知報告書(説明会参加者の住所、氏名及び周知者の氏名) ・近隣現況図(周知対象範囲内の土地や建築物を示す地図(地図上には10mの範囲線と対象住戸を明記、範囲内の集合住宅については別途に示すなどの方法で住戸ごとの状況を分かるようにすること)) ・周辺地域の住民一覧表(周知対象範囲の土地・建物所有者の住所、氏名) ・説明会開催通知 ・開催通知配布記録(日時、手段) ・説明資料(パワーポイント等投影資料) ・説明資料(配布資料) ・出席者名簿 ・実施報告書(議事概要) ・説明会開催状況写真		規則第7条第2項第9号 細則第3条
			○書面の配布による周知の場合 ・周知報告書(書面配布済の住所、氏名を明記。配布とは別に対応した履歴がある場合は別途示すこと) ・近隣現況図(周知対象範囲内の土地や建築物を示す地図(地図上には10mの範囲線の住戸を明記、範囲内の集合住宅については別途に示すなどの方法で住戸ごとの状況を分かるようにすること)) ・周辺地域の住民一覧表(周知対象範囲の土地・建物所有者の住所、氏名) ・配布資料 ・配布記録(日時、手段)		
			○現地掲示及びインターネットによる周知の場合 ・近隣現況図(周知対象範囲内の土地や建築物を示す地図(地図上には10mの範囲線を明記、範囲内の集合住宅については別途に示すなどの方法で住戸ごとの状況を分かるようにすること)、現地掲示物の設置位置) ・土周辺地域の住民一覧表(周知対象範囲の土地・建物所有者の住所、氏名) ・現地掲示物の設置状況写真 ・ホームページの写し及びURL(全てのページ)		
8	他の法令に基づく許可申請等の手続きの状況を証する書類		(例) 農地転用、急傾斜地法、特定都市河川浸水被害対策法等		それぞれの法令等

9	その他市長が必要と認める書類		・防災計画書 ・施工計画書 ・杭施工計画書（杭基礎の場合） ・地盤改良計画書（地盤改良を行う場合） ・土石の堆積をする土地の面積に係わる新旧対象求積図（変更許可申請時） ・土の搬出入先に関する図書 ・開発行為等に関する工事調書 ・排水接続承諾書（排水接続先が私有の排水設備の場合） ・排水接続事前協議の写し ・その他必要に応じて求める書類		
---	----------------	--	--	--	--

※ 規則…宅地造成又は特定盛土等規制法施行規則、細則…川崎市宅地造成又は特定盛土等規制法施行細則

(4) 添付書類（図面）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書に添付する書類（図面）は以下の表のとおりとする。

番号	書類の種類	縮尺	明示すべき事項	備考	根拠条項等
	目 録		・図面番号、名称及び枚数		
1	位置図	1/2, 500	・方位 ・土地の境界線（許可申請区域境界線） ・道路、河川等の公共施設及び目標建築物等	・本市発行の都市計画基本図（地形図）を使用し、許可申請区域の境界線は赤色で明示すること。	規則第7条第1項1号
2	地形図（現況図）	1/500以上	・方位 ・土地の境界線（許可申請区域境界線） ・土地の区域内及びその周辺の道路、河川、水路その他の公共施設位置及び形状 ・既存建築物及び既存擁壁等の位置及び形状 ・等高線（標高差1m） ・仮ベンチマークの位置及び高さ	・許可申請区域の境界線は赤色で明示すること。 ・地形図は実測に基づくものとする。 ・等高線は細線で表示すること。	規則第7条第1項1号
3	公図の写し	1/500 1/600 1/1, 200	・方位 ・土地の境界線（許可申請区域境界線） ・公道（茶色）、水路（水色）及び青地の色分け ・閲覧場所 ・作成年月日 ・作成者記名及び捺印	・許可申請区域の境界線は赤色で明示すること。 ・法務局の印のあるものは作成年月日、作成者の記名及び捺印は不要。	細則第2条第2号
4	土地利用計画図	1/500	・宅地造成等をしようとする土地に含まれる地域の名称 ・方位 ・土地の境界線（許可申請区域境界線） ・凡例 ・道路、水路、公園、その他の公共施設の位置、形状及び名称 ・予定建築物等の敷地の形状及び用途 ・宅地造成等をしようとする土地周辺の地形 ・予定建築物の用途		細則第4条第1号
5	求積図	1/500以上	・土地の面積 ・盛土又は切土をする土地の面積	・現況及び計画区域割ごとに求積すること。	細則第4条第8号

6	土地の平面図（造成計画平面図）	1/500以上	・方位 ・凡例 ・土地の境界線（許可申請区域境界線） ・切土又は盛土をする土地の部分の色分け ・造成計画断面図における断面の位置 ・新設する崖、擁壁及びのり面の位置、種類及び寸法 ・排水施設の位置、種類、内法、寸法、勾配及び流水方向 ・地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置、種類及び寸法 ・展開図、縦横断面との照合記号及び位置 ・土地の区域内及びその周辺の道路、河川、水路その他の公共施設位置及び形状 ・既存建築物及び既存擁壁等の位置及び形状 ・等高線（標高差1m） ・仮ベンチマークの位置及び高さ ・宅地の計画高、区画面積及び宅地の番号 ・その他の構造物（地下車庫、階段やドライエリア等）の位置及び形状	・地形図（現況図）と計画図の重ね図とすること。 ・許可申請区域の境界線は赤色で明示すること。 ・切土は黄色、盛土は赤色で表示すること。 ・等高線は細線で表示すること。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ・擁壁、及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。	規則第7条第1項3号
7	土地の断面図（造成計画断面図）	1/500以上	・縦又は横の断面の測点 ・土地の境界線（申請区域境界線） ・現況地盤線及び現況地盤高 ・造成計画地盤線及び計画地盤高 ・崖の高さ及び勾配 ・切土又は盛土をする土地の部分の色分け ・段切りの方法 ・擁壁のタイプの別 ・崖、道路、河川、水路、擁壁等の位置、形状、名称及び寸法	・地形図（現況図）と計画図の重ね図とすること。 ・許可申請区域の境界線は赤色で明示すること。 ・測点は図面番号5（造成計画平面図）において図示した線上のものとし、その番号を記入すること。 ・盛土は赤色、切土は黄色で表示すること。	規則第7条第1項1号
8	排水施設の平面図（排水施設計画平面図）	1/500以上	・方位 ・凡例 ・宅地の境界線（申請区域境界線） ・排水施設の位置、種類、内法、寸法、勾配及び流水方向 ・吐口の位置及び放流先の名称 ・放流先の排水路の位置、断面及び寸法	・土地利用計画図か造成計画平面図で左欄の内容が明示できる場合は添付を省略できる。	規則第7条第1項1号
9	排水区域割り及び求積図	1/500以上	・排水区域割り ・排水区域ごとの面積		
10	崖の断面図	1/50以上	・崖の位置、形状、高さ及び勾配 ・土質及び地層等の厚さ ・擁壁の位置 ・切土又は盛土をする前後の地盤面 ・崖面の保護方法 ・排水施設の位置及び形状		規則第7条第1項1号
11	擁壁の断面図（擁壁構造図）	1/50以上	・擁壁の種類 ・設計条件 ・擁壁の高さ、勾配、上下端部の厚さ及び基礎の寸法 ・縦壁配筋及び底板配筋 ・擁壁前面の根入れ深さ ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置、材料及び寸法 ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・擁壁を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質、地耐力及び基礎杭の位置、材料及び寸法 ・鉄筋コンクリートの強度等	・本指針の標準構造図を用いる場合は、その複写で可	規則第7条第1項1号

12	擁壁の背面図（擁壁展開図）	1/50 以上	・擁壁の種類 ・擁壁の高さ、勾配、上下端部の厚さ及び基礎の寸法 ・透水層の位置、材料及び寸法 ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・擁壁の折れ点 ・伸縮目地の位置 ・造成宅地平面図との照合記号 ・支持地盤の土質	・水抜穴は壁面の 3 m 以内ごとに 1 箇所設置する。	規則第 7 条第 1 項 1 号
13	擁壁敷設図	1/50 以上	・擁壁の種類 ・擁壁底版及び杭の敷設状況 ・伸縮目地の位置 ・造成宅地平面図との照合記号		細則第 4 条第 8 号
14	排水施設構造図	1/50 以上	・開渠、暗渠、床止工、マンホール、雨水、吐口等の構造断面 ・排水施設の種類、材料及び寸法	・「開発行為等下水道施設指導基準」に準じる。	細則第 4 条第 8 号
15	その他の構造図	1/50 以上	・種類、形状、材質及び寸法	・構造物ごとに作成する。	細則第 4 条第 8 号
16	防災計画平面図及び断面図	1/500 以上	・方位 ・土留柵、擁壁、堰堤、仮排水路、暗渠排水等の位置及び寸法	・必要に応じて、防災計画書とともに作成する。	細則第 4 条第 8 号
17	構造計算書		・擁壁の概要 ・構造計画 ・応力計算 ・断面算定		規則第 7 条第 1 項第 2 号
18	崖の安定計算書、土質調査報告書、地盤調査報告書		・土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書	・溪流等において高さが 15 メートルを超える盛土をする場合	規則第 7 条第 1 項第 3 号 規則第 7 条第 1 項第 4 号
19	その他市長が必要と認める図書		流量計算書、防災計画書、道水路台帳平面図写し、大臣認定擁壁の認定書及びカタログ等		

※ 規則…宅地造成又は特定盛土等規制法施行規則、細則…川崎市宅地造成又は特定盛土等規制法施行細則

土石の堆積に関する工事の許可申請書に添付する書類（図面）は以下の表のとおりとする。

番号	書類の種類	縮尺	明示すべき事項	備考	根拠条項等
	目 録		・図面番号、名称及び枚数		
1	位置図	1/2, 500	・方位 ・土地の境界線（許可申請区域境界線） ・道路、河川等の公共施設及び目標建築物等	・本市発行の都市計画基本図（地形図）を使用し、許可申請区域の境界線は赤色で明示すること。	規則第 7 条第 2 項第 1 号
2	地形図（現況図）	1/500 以上	・方位 ・土地の境界線（許可申請区域境界線） ・土地の区域内及びその周辺の道路、河川、水路その他の公共施設位置及び形状 ・既存建築物及び既存擁壁等の位置及び形状 ・等高線（標高差 1 m） ・仮ベンチマークの位置及び高さ	・許可申請区域の境界線は赤色で明示すること。 ・地形図は実測に基づくものとする。 ・等高線は細線で表示すること。	規則第 7 条第 2 項第 1 号
3	公図の写し	1/500 1/600 1/1, 200	・方位 ・土地の境界線（許可申請区域境界線） ・公道（茶色）、水路（水色）及び青地の色分け ・閲覧場所 ・作成年月日 ・作成者記名及び捺印	・許可申請区域の境界線は赤色で明示すること。 ・法務局の印のあるものは作成年月日、作成者の記名及び捺印は不要。	細則第 2 条第 2 号
4	求積図	1/500 以上	・土地の面積 ・土石の堆積をする土地の面積	・現況及び計画区域割ごとに求積すること。	細則第 4 条第 8 号

5	土地の平面図（土石の堆積計画平面図）	1/500以上	・方位 ・凡例 ・土地の境界線（許可申請区域境界線） ・土石の堆積を行う土地の境界（予定する最大のもの） ・土石の堆積の高さ（予定する最大のもの） ・土地の断面図における断面の位置 ・空地の位置（幅の明示） ・柵その他これに類するものを設置する位置 ・土石の崩壊及びそれに伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置、措置の内容 ・等高線（標高差1m） ・仮ベンチマークの位置及び高さ ・土地等の計画高、区画面積	・地形図（現況図）と土石の堆積計画平面図の重ね図とすること。 ・許可申請区域の境界線は赤色で明示すること。 ・土石の堆積を行う土地の境界線は（予定する最大のもの）赤色で明示すること。 ・等高線は細線で表示すること。 ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。	規則第7条第2項第1号
6	土地の断面図（土石の堆積計画断面図）	1/500以上	・縦又は横の断面の測点 ・土地の境界線（申請区域境界線） ・土石の堆積を行う土地の境界線（予定する最大のもの） ・土石の堆積の高さ（予定する最大のもの） ・現況地盤線及び現況地盤高 ・造成計画地盤線及び計画地盤高 ・土石の崩壊及びそれに伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置、措置の内容	・地形図（現況図）と計画図の重ね図とすること。 ・許可申請区域の境界線は赤色で明示すること。 ・測点は図面番号5において図示した線上のものとし、その番号を記入すること。	規則第7条第2項第1号
7	堆積した土石の崩壊を防止するための措置や土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置の構造計算書		・措置の概要 ・構造計画 ・応力計算 ・断面算定	・土石の崩壊及びそれに伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合	規則第7条第2項第2号及び第3号

※ 規則…宅地造成又は特定盛土等規制法施行規則、細則…川崎市宅地造成又は特定盛土等規制法施行細則

6 許可申請の取下げ

川崎市長に対して許可申請をした後、許可申請を取り下げる場合は、取下げ理由等を宅地造成等に関する工事の許可申請取下届（細則様式第6号）に記入の上、宅地審査課へ届け出ること。なお、納付された審査手数料の払戻しはできないので留意すること。

7 許可証の受領

申請された許可書類の審査及び現地調査の結果、法第13条に規定される技術的基準等に適合していると認められた場合は許可証を交付するので、工事主又は工事主から許可証の受領を委任されている者の印を持参し、許可証の交付を受けること。許可証の交付を受けた後でなければ、許可を受けた工事をすることができないため、確実に交付を受け、工事に着手すること。

なお、許可した工事については、川崎市HPの「ガイドマップかわさき」で盛土規制法第12条第4項に基づき公表を行います。

8 標識の掲示

許可証の交付を受けた後、工事主は、速やかに許可に係る土地の見やすい場所に宅地造成等に関する工事の標識（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合は規則第23号様式、土石の堆積に関する工事の場合は規則第24号様式）を掲示すること。また、変更許可を受けた場合は、看板中の許可番号や許可の日付等、変更があった箇所を速やかに変更すること。

また、みなし許可となる、都市計画法に基づく開発許可を受けた工事については、開発許可済みの標識の掲示とは別に宅地造成等に関する工事の標識（規則23号様式）の掲示が必要となります。ただし、川崎市では、規則23号様式に「都市計画法の開発許可を受けた旨」、「開発区域に含まれる地域の名称」、「工事施行者の住所」、「予定建築物の用途」を追記することで、これらの標識を兼ねることができます。

9 工事着手届の提出

許可証の交付を受けた工事に着手したときは、速やかに工事着手届及び下記に示す必要書類を宅地審査課へ届け出ること。なお、その際に工事施行時の注意点などを説明するので、工事施行者と共に来庁すること。

- | | |
|----------------------------------|-----|
| (1) 工事着手届（細則第11号様式） | 1 部 |
| (2) 工事工程表 | 1 部 |
| (3) 許可済の標識の写真（遠景） | 1 枚 |
| ・許可済の標識が写り込むように造成区域全体を撮影すること。 | |
| (4) 許可済の標識の写真（近景） | 1 枚 |
| ・許可済の標識に書かれている内容が確認できるように撮影すること。 | |
| (5) 建設業許可の写し又は証明書 | 1 部 |

10 工程確認の実施

市長が別に定める工程（以下「指定工程」という。「第4節 工程確認」参照）を含む宅地造成及び特定盛土等に関する工事が法第13条の技術的基準に適合しているかどうかは、工事完了後に行われる完了検査（現場及び工事写真による検査）時点でも確認をしますが、擁壁の床付け面の状況や配筋の施工状況等、工程によっては工事完了後又は施工写真のみでは確認できないものがあるため、工事施行中の確認を実施します。

1.1 中間検査申請書の提出

特定工程（以下「特定工程」という。「第3節 中間検査」参照）を含む宅地造成及び特定盛土等に関する工事が、特定工程に係る工事を終えたときは、中間検査を受けるため、4日以内に宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書（省令様式第14号）に特定工程の工事に係る内容を明示した平面図を添付し、審査手数料（「第2節 審査手数料及び申請手数料」参照）を添えて、宅地審査課へ申請すること。中間検査を受けるにあたっての留意点等については、「第3節 中間検査」を参照のこと。

1.2 中間検査の実施から中間検査合格証の受領

中間検査の結果、法第13条第1項の規定に適合していると認められた場合は、中間検査合格証を交付します。工事主又は工事主から中間検査合格証の受領を委任されている者の印を持参し、中間検査合格証を受領すること。中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、当該特定工程後に行われる特定工程に係る工事を行うことができないため、確実に交付を受け、次の特定工程に着手すること。

1.3 定期報告書の提出

一定規模以上の造成を伴う宅地造成等に関する工事は、定期報告書（「第5節 定期の報告」参照）の提出が必要となります。許可の日から3か月を超えない日を1回目の定期報告期限とし、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況等について、定期報告書を宅地審査課へ提出すること。また、2回目以降の報告については、前回の報告から経過しない日までに次の報告を行うこと。

1.4 工事施行状況報告書の提出

擁壁工事、盛土工事等が完了した場合は、速やかに工事施行状況報告書に、下記に示す必要書類を添付して宅地審査課へ提出すること。

- (1) 施工の位置並びに状況を明らかにした写真
- (2) 求積図
- (3) 構造計算書
- (4) 崖の安定計算書
- (5) その他市長が必要と認める図書

1.5 工事の変更許可申請書の提出

許可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、その変更内容について、事前に宅地審査課と協議し、指示を受けること。その変更内容が軽微な場合を除き、工事変更許可申請を行い、許可を受ける必要があるため、変更許可申請書及び宅地造成等に関する工事計画変更概要書に、変更に係る必要書類を添付して、正本及び副本の2部を作成し、審査手数料（「第2節 審査手数料及び申請手数料」参照）を添えて宅地審査課へ申請すること。

なお、変更許可を受けた後の手続きについては当初の許可を受けた後と同じ手続きが必要となるので、「7 許可証の受領」、「8 標識の設置」、「9 工事着手届の提出」を参照のこと。

1.6 工事計画変更届の提出

許可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、原則として「工事の変更許可申請書の提出」の手続きが必要であるが、変更内容が軽微な場合は、変更内容及び理由について記した宅地造成等に関する工事計画変更届（細則第13号様式）に必要書類を添付して、宅地審査課に届け出ること。

1.7 宅地造成等に関する工事の廃止

許可を受けた工事を廃止する場合は、廃止の理由等を宅地造成等に関する工事の廃止届に記入の上、宅地審査課に届け出ること。

なお、既に工事に着手している場合は、原状復帰工事及び防災工事により土地の安全性を確保すること。また、納付された審査手数料の払戻しはできないので留意すること。

1.8 完了検査等の申請

許可を受けた工事が完了したときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査（土石の堆積に関する工事の場合は、確認）を受けるため、工事が完了した日から4日以内に、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書（土石の堆積に関する工事の確認申請書）に、下記に示す(1)から(5)の必要書類を添付し、宅地審査課へ申請すること。検査日時及び検査当日に用意するもの等については、宅地審査課と協議し、指示を受けること。

なお、検査済証交付用として、(2)公図の写しを別途1部提出すること。

- (1) 区域図
- (2) 公図の写し（(変更)許可申請時と同じものに(変更)許可申請区域を赤枠で記入したもの。）
- (3) 竣工図
 - ・土石の堆積に関する工事の場合は不要とする
- (4) 排水施設計画平面図
 - ・竣工図では排水施設が確認できない場合のみ添付すること。
 - ・土石の堆積に関する工事の場合は不要とする
- (5) 工事の出来形施工写真（工事着手前、完了時の全景を含む）

1.9 完了検査等

完了検査は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事が法第13条第1項に規定される技術的基準に適合した内容で完了しているかどうかの検査を行います。

土石の堆積に関する工事は、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかの確認を行います。

検査等を受けるにあたっての留意点等については、「第6節 完了検査等」を参照のこと。

2.0 検査済証等の受領

完了検査の結果、宅地造成又は特定盛土等に関する工事が法第13条第1項の規定に適合していると認められた場合は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証（以下「検査済証」という。）を交付するので、工事主又は工事主から検査済証の受領を委任されている者の印を持参し、検査済証を受領すること。また、土石の堆積の工事に関する工事については、堆積されていた全ての土石の除却を確認できた場合、土石の堆積に関する工事の確認済証（以下、「確認済証」という。）を交付するので、工事主又は工事主から確認済証の受領を委任されている者の印を持参し、確認済証を受領すること。

第2節 審査手数料及び申請手数料

1 手数料

盛土規制法に基づく宅地造成等に関する工事の許可申請、変更許可申請、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査を行う場合は、以下に示す手数料を徴収します。

なお、納付された手数料の払戻しはできないので留意すること。

(1) 盛土規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査

ア	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの 1件につき	16,000円
イ	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき	28,000円
ウ	盛土又は切土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき	40,000円
エ	盛土又は切土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件につき	59,000円
オ	盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき	68,000円
カ	盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1件につき	93,000円
キ	盛土又は切土をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1件につき	149,000円
ク	盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 1件につき	229,000円
ケ	盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 1件につき	360,000円
コ	盛土又は切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 1件につき	509,000円
サ	盛土又は切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの 1件につき	658,000円

(2) 盛土規制法第12条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の許可の申請に
対する審査

ア	堆積をする土地の面積が500平方メートル以内のもの 1件につき	11,000円
イ	堆積をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 1件につき	14,000円
ウ	堆積をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 1件につき	16,000円
エ	堆積をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 1件につき	20,000円
オ	堆積をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 1件につき	29,000円
カ	堆積をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの の 1件につき	32,000円
キ	堆積をする土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの の 1件につき	39,000円
ク	堆積をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの の 1件につき	54,000円
ケ	堆積をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの の 1件につき	74,000円
コ	堆積をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの の 1件につき	111,000円
サ	堆積をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの 1件につき	136,000円

(3) 盛土規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画
の変更許可の申請に対する審査

1件につきア及びイに掲げる額を合算した額。ただし、その額が658,000円を超えるときは、658,000円	
ア	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、盛土又は切土をする土地の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の減少を伴う場合にあっては減少後の盛土又は切土をする土地の面積)に応じ(1)に規定する額に10分の1を乗じて得た額
イ	新たな盛土又は切土をする土地の追加による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更については、新たに追加される盛土又は切土をする土地の面積に応じ(1)に規定する額

(4) 盛土規制法第16条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の計画の変更許可の申
請に対する審査

1件につきア及びイに掲げる額を合算した額。ただし、その額が136,000円を超えるときは、136,000円	
ア	土石の堆積に関する工事の設計の変更(エのみに該当する場合を除く。)については、土石の堆積する土地の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の面積の減少を伴う場合にあっては減少後の土石の堆積をする土地の面積)に応じ(3)に規定する額に10分の1を乗じて得た額
イ	新たな土石の堆積をする土地の追加による土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに追加される土石の堆積をする土地の面積に応じ(3)に規定する額

(5) 盛土規制法第18条第1項の規定に基づく中間検査の申請

ア	盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートル以内のもの 1回につき	3,100円
イ	盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1回につき	6,200円
ウ	盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 1回につき	12,400円
エ	盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 1回につき	24,800円
オ	盛土又は切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 1回につき	43,400円
カ	盛土又は切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの 1回につき	62,100円

第3節 中間検査

1 中間検査（法第18条）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第12条第1項の許可（みなし許可も含む）を受けた者は、工事完了後に確認困難となる排水施設に関する工程（「2 特定工程」参照）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、法第13条第1項に規定する技術的基準に適合しているかどうか確認するため、中間検査を受けること。中間検査に合格し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程に係る工事（排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事）に進んではならない。

2 特定工程

特定工程とは盛土をする前の地盤面または切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事のことで、すなわち、暗渠排水管を設置する工程のこと。中間検査では、排水施設の設置が適切に行われているか検査を行う。

3 中間検査を要する工事の規模

中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等に関する工事の規模

(1)	盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
(2)	切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
(3)	盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（ア及びイに該当する盛土又は切土を除く。）
(4)	ア又はウに該当しない盛土であって、高さが5メートルを超えるもの
(5)	前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

4 中間検査申請書の提出について

特定工程に係る工事を終えたときは、中間検査を受けるため、4日以内に宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書に、特定工程の工事に係る内容を明示した平面図を添付して、川崎市長へ申請すること。検査日時及び検査当日に用意するもの等については、宅地審査課と協議し、指示を受けること。

5 合格証の受領

中間検査の結果、法第13条第1項の規定に適合していると認められた場合は、中間検査合格証を交付するので、工事主又は工事主から検査済証の受領を委任されている者の印を持参し、中間検査合格証を受領すること。

6 中間検査に関する日程調整

工事主または工事施行者は、「2 特定工程」で示した工程を含む工事を行う場合には、中間検査の実施箇所や日程について、担当職員と十分打合せを行うこと。

第4節 工程確認

1 工程確認の実施

宅地造成又は特定盛土等に関する工事が法第13条の技術的基準に適合しているかどうかは、原則として工事完了後に行われる完了検査（現場及び工事写真による検査）により確認するが、擁壁の床付け面の状況や配筋の施工状況等、工事完了後又は施工写真のみでは確認できないものがあるため、市長が必要と認め、指定する工程（「2 指定工程」参照）については工事施工中の確認を実施する。

2 指定工程

(1) 義務設置擁壁の床付け地盤整正時

- ・基礎碎石を敷き詰める前に工程確認を受けること。
- ・主な確認項目：擁壁の設計上必要な地耐力

(2) 義務設置擁壁の練積み造擁壁の一石目（根石）据付時

- ・胴込め及び裏込めコンクリートは打設せず、一石目を並べた状態にしておくこと。
- ・主な確認項目：基礎コンクリートの寸法、一段目設置角度（丁張の確認）

(3) 義務設置擁壁の鉄筋コンクリート造擁壁の配筋完了時

- ・主な確認項目：構造図通りの配筋が行われていること

(4) 地盤改良工（浅層混合処理工法又は置換工法）を行う際の改良体又は置換部分底部基礎地盤（地山）露出時

- ・浅層混合処理工法又は置換工法による地盤改良を行う場合は、改良体又は置換部分の底部にあたる基礎地盤を露出させて確認を受けること。
- ・主な確認項目：改良の範囲、改良体の位置、擁壁の設計上必要な地耐力

(5) 深層混合改良の床出し時

- ・主な確認項目：改良前の杭芯

(6) 地盤改良工の完了時

- ・セメント系又は石灰系固化材による浅層混合改良又は深層混合改良が完了した時には、地盤改良計画書の内容に基づき確認を受けること。なお、置換工法については、この限りではない。
- ・主な確認項目：改良の範囲、改良体の位置

(7)杭の打設完了時

- ・杭出来形報告書（写真添付）を提出し、杭施工計画書の内容に基づき、杭径、配列、杭頭処理等の杭出来形について確認を受けること。
- ・主な確認項目：杭出来形

(8)その他、施工中における確認の必要が生じたとき

3 工程確認に関する日程調整

工事主または工事施行者は、「2 指定工程」で示した工程を含む工事を行う場合には、工程確認の実施箇所や日程について、担当職員と十分打合せを行うこと。

第5節 定期の報告

1 定期の報告（法第19条）

宅地造成等に関する工事について、法第12条第1項の許可（みなし許可も含む）を受けた者は、許可の日から3か月経過しない日までに1回目の報告を行うことし、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況等について、宅地審査課に定期報告書の提出を行うこと。

また、2回目以降の報告については、前回の報告日から3か月経過しない日までに次の報告を行うこと。

2 定期報告を要する工事の規模

(1) 定期報告を要する宅地造成又は特定盛土等に関する工事の規模

ア	盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
イ	切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
ウ	盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（ア及びイに該当する盛土又は切土を除く。）
エ	ア又はウに該当しない盛土であって、高さが5メートルを超えるもの
オ	前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

(2) 定期報告を要する土石の堆積に関する工事の規模

ア	高さが5メートルを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500平方メートルを超えるもの
イ	前号に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

3 定期報告書の提出（宅地造成又は特定盛土等）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事においては、以下の(1)から(4)を提出すること。

(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

定期報告書には次に示す事項を記入すること。

ア 許可年月日及び許可番号

イ 土地の所在地及び地番

ウ 報告年月日（2回目以降の報告については、前回の報告年月日を記載すること。）

エ 報告の時点における盛土または切土の高さ、面積及び土量

(2) 報告の時点における擁壁等（擁壁、排水施設、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留）に関する工事の施行状況（写真で提出すること）

(3) 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真

(4) その他市長が必要と認める書類

4 定期報告書の提出（土石の堆積）

土石の堆積に関する工事においては、以下の(1)から(3)を提出すること。

(1) 土石の堆積に関する工事の定期報告書

定期報告書には次に示す事項を記入すること。

ア 許可年月日及び許可番号

イ 土地の所在地及び地番

ウ 報告年月日（2回目以降の報告については、前回の報告年月日を記載すること。）

エ 報告の時点における土石の高さ、面積及び土石の土量（2回目以降の報告については、前回から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量を記載すること。）

(2) 報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真

(3) その他市長が必要と認める書類

第6節 完了検査等

1 完了検査等の申請

許可を受けた工事が完了したときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査又は土石の堆積に関する工事の確認（以下、「完了検査等」という。）を受けるため、工事が完了した日から4日以内に、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申出書（省令様式第9）、土石の堆積に関する工事の場合は、土石の堆積に関する工事の確認申請書（省令様式第11）を宅地審査課に提出すること。

2 完了検査等の実施（法第17条）

許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事が法第13条の技術的基準に適合しているかどうかの確認のため、完了検査（現場及び工事写真による検査）を受けること。完了検査の結果、同基準に適合していると認められた場合は検査済証の交付となるが、同基準に適合していない場合は、適合するための是正工事を行い改めて確認を受けること。

土石の堆積に関する工事が完了した場合は、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて確認を受けること。土石の堆積の工事に関する工事が完了し、堆積されていた全ての土石の除却を確認できれば、土石の堆積に関する工事の確認済証の交付となるが、すべての土石の除却が確認できない場合は、是正工事を行い、改めて確認を受けること。

2 完了検査等の日程調整

宅地造成等に関する工事の完了検査等申請書を宅地審査課に申請する際、工事が完了する前に、あらかじめ担当者と完了検査等の日時について協議をすること。土石の堆積についても同様とする。

3 完了検査等を受けるに当たっての留意点

- (1) 完了検査等は、最終的な出来形について確認を行うこととなるが、検査当日の準備として次の点に留意すること。
 - ア 工事用の重機や資材（仮設トイレや詰所等）は片付け、検査等がしやすい状況にしておくこと。なお、標識については、検査済証（確認済証）の交付まで残しておくこと。
 - イ まず、マンホール、U型側溝の蓋は外しておくこと。また、転落を防ぐため、コーンやバリケード等で注意を促すこと。
 - ウ 脚立、懐中電灯、はしご等、検査に必要な器具を用意しておくこと。
- (2) 設計者は指摘事項を記録し、指摘事項については是正工事でどのように対処したか、写真とともに報告すること。

第7節 法第21条第1項の届出

1 工事の届出（法第21条第1項）

区域指定日前に、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法第3条第1項の規定により指定された宅地造成工事規制区域外において、既に法施行令第3条及び第4条に規定される宅地造成等に関する工事に着手している場合は、法第21条第1項に基づく届出書（宅地造成又は特定盛土等については（省令様式第15）、土石の堆積については（省令様式第20））に、下記に示す必要書類を添付して宅地審査課へ提出すること。

なお、届出のされた工事については、川崎市HPの「ガイドマップかわさき」で法第21条第2項に基づき公表を行います。

2 届出の添付書類

(1) 宅地造成又は特定盛土等

ア 工程表

イ 施行状況の写真

ウ 位置図（縮尺、方位、道路及び目標となる地物を明示）

エ 地形図（縮尺、方位及び土地の境界線を明示）※1

オ 土地の平面図（縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁等を明示）※1

※1 以下の規模に該当する場合に、追加で必要となる書類

(ア)	盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
(イ)	切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
(ウ)	盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（(ア)及び(イ)に該当する盛土又は切土を除く。）
(エ)	(ア)又は(ウ)に該当しない盛土であって、高さが5メートルを超えるもの
(オ)	前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

(2) 土石の堆積

ア 工程表

イ 施行状況の写真

ウ 位置図（縮尺、方位、道路及び目標となる地物を明示）

エ 地形図（縮尺、方位及び土地の境界線を明示）※2

オ 土地の平面図（縮尺、方位及び土地の境界線並びに構造物や防水シート等の位置・内容、
空地や柵等の位置、側溝等の排水施設の位置・内容を明示）※2

※2 以下の規模に該当する場合に、追加で必要となる書類

(ア)	高さが5メートルを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500平方メートルを超えるもの
(イ)	前号に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの